

夜間投入預金金庫取扱規定

(お客様控)

第1条 取扱範囲

投入預金金庫は、当組合における、金庫利用者ご本人の指定した前記預金口座へご入金する場合のみご使用下さい。当組合はこの規定のほか、それぞれ該当する預金の規定によってご入金のお取扱をいたします。

第2条 使用方法

1. ご利用に際しては金庫付属の鍵並びに入金鞆のみを使用して下さい。
2. ご入金の際は入金鞆に現金等と共に当組合所定の入金伝票を入れ、施錠のうえ本金庫にご投入下さい。
3. 入金伝票は氏名欄、金種欄、及び預入金額欄を記入して、摘要欄には鞆の施錠時刻等を記載して下さい。
4. 入金鞆が完全に投入されますと、レシート（入金鞆受付票）が発行されますので外扉閉鎖後必ずお持ち帰り下さい。
5. 入金鞆は当組合の入金処理後、前記レシートと引き換えに返却いたします。

第3条 金額の確認

1. 入金鞆は営業日の一定時間に当組合の責任者（営業店役席）が開錠いたします。
2. ご入金金額が入金伝票の金額と相違する場合には、当組合で確認した金額を以ってご入金といたします。但しこの場合はその旨をご使用者にご連絡いたします。
3. ご入金は入金鞆を開錠する日の収納金としてご入金手続いたします。
4. 代金取立手形として別途入金すべき小切手類が混入されていた場合には、取立済後に指定口座へご入金いたします。

第4条 責任の帰属

1. 金庫外扉や入金鞆鍵の喪失、あるいは施錠の不完全等による損害など、当組合が内容を確認する以前に、当組合の責に帰さない事由により生じた損害については、当組合はその責任を負いません。
2. 金庫の使用者あるいはその使用者の行為により、当組合または他の利用者に損害を与えた場合には、その使用者が、一切の責任を負うものとします。

第5条 その他

1. 外扉用鍵、入金鞆用鍵並びに入金鞆を喪失または破損したときは、直ちに当組合へお届け下さい。
2. 金庫は修理その他の都合により一時使用を停止させていただくことがあります。但しこの場合には必ず店舗長名で告示するか、または使用者ご本人に通報いたします。
3. この契約を解約するときには、1週間前に申し出て解約届を提出して下さい。又解約日には預かった物件を返納して下さい。
4. 金庫鍵等を喪失または破損により再貸与をうけた場合及び返納できないときには実費弁償金をお支払いいただくこととなります。
5. この金庫使用権を他に転貸、譲渡、売買または質入することはできません。
6. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。なお、変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。